

業務用タブレット機材 (KOSEN-
KMITL 納品分) 一式
仕様書

令和6年8月

独立行政法人国立高等専門学校機構

1. 調達の目的

独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局（以下「機構本部」という。）のタイ高専プロジェクトにおいて利用するためのタブレット一式の調達を目的とする。

2. 納期

納期は 令和6年9月30日（月） とする。

3. 調達物品名及び構成内容

- (1) タブレット 15台
- (2) その他タブレット付属品類

4. 物品に備えるべき技術的要件

4. 1 性能、機能に関する要件

4. 1. 1 タブレット 15台

本調達のタブレットにおける要件は、下記のとおりとすること。ただし、全て同一機種で統一すること。

- ① CPU及びチップセットは、Apple M2もしくはクアルコム Snapdragon 888以上の性能を有すること。8コアCPUと9コアGPU、および100GB/sのメモリ帯域幅を有すること。
- ② 内部記憶容量は、256GB以上を内蔵すること。
- ③ 画面は、13インチを10台、11インチを5台とし、画面解像度は2,360 x 1,640 pixel以上表示可能なこと。またタッチパネルでかつマルチタッチ可能であること。
- ④ 動画・静止画とも撮影が可能なカメラをフロント及び背面に内蔵すること。また、背面カメラは最大5倍のデジタルズームが可能なものとし、動画はフルHDビデオ撮影が可能なものとする。
- ⑤ 無線LAN機能を有し、eSIMテクノロジーに対応していること。
- ⑥ Bluetooth 5.3テクノロジーを有すること。
- ⑦ センサーは、加速度センサー及び環境光センサーを有すること。
- ⑧ 内蔵バッテリーは、通信、ビデオ及びオーディオの連続再生が7時間以上可能であること。
- ⑨ サイズは300mm×250mm未満、厚みは10mm未満であること。
- ⑩ 重量は11インチは470g以下、13インチは620g以下であること。
- ⑪ jpg、tiff、gif、html、PDFの表示が可能なこと。
- ⑫ 本体からUSB-Cに接続するための機能を有し、接続時は充電及びデータ通信が可能なこと。
- ⑬ 本体外観カラーは、無彩色〔白系色（ホワイト又はシルバー、ベージュ）、黒系色（ブラック又はダークシルバー）又は白色と黒色の混色（グレー）〕とすること。

4. 1. 2 その他タブレット付属品類

- ① タブレットを保護するための純正個別ケース（カバー付）を 15 台数分準備すること。個別ケースの要件は以下の通りとする。
 - ・ 13 インチ用を 10 個、11 インチ用を 5 個とする。
 - ・ 装着したまま操作出来ること。
 - ・ スリープモードに対応していること。
 - ・ スタンド機能を有していること。
- ② タッチパネルに使用可能な純正タッチペンを台数分準備すること。タッチペンの要件は以下のとおりとする。
 - ・ 重量は 20g 以下とする。
 - ・ Bluetooth 機能を搭載していること。
 - ・ タブレット本体へマグネットで取りつけ、取り付けた状態でペアリング、充電がそのまま可能なものとする。
- ③ すべてのタブレット本体にのぞき見防止機能を有した画面保護フィルムを貼り付けること。

4. 2 環境配慮要件

本調達物品のうちタブレットにおける環境配慮要件は、下記のとおりとすること。

- ① 国際エネルギースタープログラム（2009 年 7 月 1 日以降の基準）に対応していること。
- ② J-Moss グリーンマーク又は RoHS 指令に対応していること。

5 情報セキュリティ

ISO/IEC 15408 に基づく認証を取得している製品であること。

6 保証について

タブレット本体について 2 年間のメーカー製品保証を付けること。

7 納入場所

納品先	所在地	タブレット本体	付属品
KOSEN-KMITL	1 Chalong Krung 1 Alley, Lat Krabang, Bangkok 10150, Thailand	①13 インチ×10 台 ②11 インチ×5 台 (①、②ともに保護フィルム貼付すること)	①13 インチカバー×10 個 ②11 インチカバー×5 個 ③タッチペン×15 個

8 輸送について

- ① 日本国内から海外へ輸送する場合は、該非判定書の準備等、必要な輸送手続きを行うこと。

- ②海外への輸送を原因とする機器の紛失・破損等は請負者が保証し、補填等の対応を行うこと。
- ③輸送に係るすべての経費については、本契約金額に含むこと。

9 その他

- ① 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に機構本部の承諾を得ること。
- ② 業務完了後、請負者の責任に帰すべき事由により不良個所が認められた場合は、すみやかに機構本部が必要と認める訂正、補正等必要な措置を行うこと。また、これらに要する経費は、請負者の負担とする。
- ③ この仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、機構本部と協議の上、実施するものとする。それにより追加業務等が発生する場合は、機構本部事務局財務課契約係を通して発注するので、請負者はそれ以外の者からの発注や依頼を受け付けないこと。

以 上